

# 3

## 固定資産課税台帳の縦覧制度・閲覧制度等

固定資産税の情報開示措置として、固定資産課税台帳の縦覧制度および閲覧制度、固定資産評価証明書の交付制度が設けられています。

\*\*\*\*\*

### 固定資産課税台帳の縦覧・閲覧等

#### (1) 固定資産課税台帳の縦覧制度

各市町村では、毎年3月31日までに、固定資産税を課することができる土地および家屋について、次に掲げる事項を記載した土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を作成（電磁的記録によって作成される場合もあります）します。

①	土地価格等縦覧帳簿	土地所在、地番、地目、地積、価格
②	家屋価格等縦覧帳簿	家屋所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

納税者は、毎年4月1日から、4月20日または最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日まで、その土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

これにより、納税者の側でも自己の土地や家屋の固定資産税評価額と、同一市町村内の他の土地や家屋の固定資産税評価額を比較でき、自己の土地・家屋の評価額が適正であるかどうかの判断ができることとなります。

#### (2) 固定資産課税台帳の閲覧制度

各市町村では、納税義務者本人や借地人・借家人などの求めに応じて、それぞれに応じたその者の固定資産に関する事項等が記載されている部分またはその写しを常にこれらの者の閲覧に供しなければならないことになっています。なお、この閲覧は、土地名寄帳または家屋名寄帳による方法で行います。

これで、借地人や借家人であっても使用収益権の対象となる土地や家屋の評価額などの閲覧が可能で、地代家賃の改定等のときなどに利用できます。

#### (3) 固定資産評価証明書の交付

各市町村では、納税義務者本人や借地人・借家人などから請求があったときには、その者が所有している固定資産や使用収益権の対象となっている固定資産について、固定資産課税台帳に登録されている事項についての証明書（固定資産評価証明書）を交付します。